土佐塩の道SDGｓ勉強会

古道塩の道が沿線集落の暮らしを背景に、中山間地域の課題解決をＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点から捉え、持続可能な山の暮らしの目標を作る４回シリーズの勉強会を開催します。

◆第１回目
【日時】10月10日（土）10時～14時
【内容】ＳＤＧｓの基礎を学ぶ（塩の道弁当付）
【参加費】１５００円（塩の道弁当、セミナー込）
【定員】30人※予約制
【申込締切】10月５日（月）

◆第２回目
【日時】10月25日(日)10時～12時30分
【内容】山のくらしを考えるワークショップ
【参加費】500円
【定員】30人※予約制
【申込締切】10月20日（火）

◆第３回目
【日時】10月31日(土)9時～15時30分
【内容】当時の携行食作りと塩の道ウォーク
【参加費】２０００円（塩の道弁当、保険、体験料金込）
【定員】20人※予約制
【申込締切】10月26日（月）

◆第４回目
【日時】11月７日(土) 10時～12時30分
【内容】山のくらしの目標を作るワークショップ
【参加費】500円
【定員】30人※予約制
【申込締切】11月２日（月）

【問い合わせ・申込先】
土佐塩の道保存会　近藤
☎０９０・７６２２・１１１２

第６回子育てサポート援助会員講習会

香美市ファミリー・サポート・センターでは、子育てサポートの援助会員を募集しています。援助会員に登録するためには５日間の講習会受講が必要です。受講料は無料、予約制で託児も有りますので、育児支援に興味のある方は、この機会にぜひ受講してください。※援助活動は有償ボランティアです。

【日時】
①10月16日（金）10時～12時30分
②11月６日（金）9時～12時
③11月13日（金）9時～12時10分
④11月20日（金）9時～12時10分
⑤11月27日（金）9時～11時

【場所】
①子育てセンターなかよし
②～⑤香美市ファミリー・サポート・センター（土佐山田町本村２１４）

【対象】市内在住の20歳以上の方で、心身ともに健康であり、相互援助活動に理解と意欲のある方

【講習内容】ファミリー・サポート・センターのしくみと概要、子どもの発育と病気・栄養・心の発達や保育、救命講習など

【問い合わせ・申込先】
香美市ファミリー・サポート・センター
☎０８０・５６６５・２０７５
famisapo@inakami.com

固定資産税の軽減措置

税務収納課固定資産税班　☎53－3116

新型コロナウイルス感染症等の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者は、申告により固定資産税の軽減を受けられます。※対象事業者には要件があります

【軽減の基準】
令和２年２月から１０月までの任意の連続する３カ月間の事業収入の合計を前年の同一期間と比較し、事業収入減少の程度に応じた軽減を適応します。

事業収入の減少率	軽減率
30%以上50%未満	２分の１
50%以上	全額

※本制度の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

【対象となる資産】
事業用家屋および償却資産（※土地は対象外）

【対象となる年度】
令和３年度の固定資産税

【申告の時期】
令和３年１月４日(月) から２月１日(月) まで

【手続きについて】
認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、商工会議所など）から本制度の適用要件について確認を受けた後、本市へ申告書を提出していただきます。

第35回高知県地場産業大賞

高知県内で製造または加工された優れた地場産品（おおむね過去２年以内に製品化されたもの）、地場産業に貢献のあった活動（過去おおむね２年以内に実施されたもの）を募集します。

応募の中から、地場産業大賞はじめ、産業振興計画賞、地場産業賞、地場産業奨励賞、高校生を対象とした高知県次世代賞の各賞を選定し、記念品の他、副賞として賞金などが授与されます。また、今年度限りの取り組みとして、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者を応援するために、各賞の中からコロナ感染症対策への取り組みを特別賞として選出します。皆さんのご応募をお待ちしております。

【募集期間】
10月30日（金）まで
高校生対象の『次世代賞』は12月11日(金)まで

【申請用紙】高知県産業振興センターホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ・申込先】
高知県産業振興センター
高知市布師田3992-2
☎０８８・８４５・６６００
FAX０８８・８４６・２５５６
kigyousinkou@joho-kochi.or.jp

その他

香美市子育て支援短期利用事業について

保護者の方が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、お子さんを養護施設等において一定の期間お預かりする『子育て支援短期利用（ショートステイ）事業』を実施しています。

【対象】香美市内にお住まいの児童を養育する保護者で、①もしくは②に該当する方に限ります。
①保護者が疾病、出産、事故および災害等の事由により、児童を一時的に家庭で養育できないとき。
②保護者がその配偶者等の疾病、その他事由によりその方の看護に当たるため、児童を一時的に家庭で養育できないとき。

【利用期間】原則７日間以内
【利用料金】退所時に施設へ支払ってください。

◆２歳未満児の日額
生活保護世帯　０円
市民税非課税世帯１１００円
その他の世帯　５３５０円

◆２歳以上児の日額
生活保護世帯　０円
市民税非課税世帯１１００円
その他の世帯　２７５０円

【お預かりする施設】
児童養護施設 博愛園

【問い合わせ・申込先】
福祉事務所 社会福祉班
☎53・３１１７

多子世帯の保育料が軽減されます

多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に、保育園・認定こども園・幼稚園等へ通園する児童の保護者に、保育料を軽減する香美市多子世帯保育料軽減事業を実施しています。

【対象】満18歳に満たない児童を３人以上扶養している世帯で、第３子以降の３歳未満（申請年度４月１日時点）の児童。

【軽減額】保育園等は無料。届出認可外保育施設は月額５万円まで。ただし、子育てのための施設等利用給付を受給している場合は、月額５万円から当該給付額を差し引いた額までとなります。※申請書は教育振興課幼保支援班で配布しています。

【問い合わせ・申込先】
教育振興課　幼保支援班
☎53・１０８８

事業所ごみは適正に処理しましょう

事業所から出るごみは、事業者自らが適正に処理を行うことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで義務づけられています。事業所から出たごみを、家庭用のごみ集積所に出すことはできません。『事業所』とは、規模や業種を問わずあらゆる事業活動を行っているところを言います。商店や飲食店、会社、工場、事務所などの営利を目的とするところだけでなく、非営利団体、病院や学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っているところも含みます。可燃ごみについては、業務用指定袋を使用して、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託できます（有料）。

【問い合わせ先】
環境上下水道課環境班
☎53・１０６３

地籍調査事業成果の土地登記完了について

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍図・地籍簿の登記が完了しましたので、お知らせします。

【完了区域】物部町安丸の一部（平成29年度物部森林組合調査地区）
【完了日】令和２年６月12日
【完了区域】香北町谷相・中谷・横谷の各一部（平成29年度香美森林組合調査地区）
【完了日】令和２年７月20日

【問い合わせ先】
建設課地籍調査班
☎53・３１１８